

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>阿倍野警察署</p>	<p>自動車燃料の購入に係る単価契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の起案決裁が、会計年度を過ぎた出納整理期間中に、起票日を令和3年3月31日に遡る形で行われていた。</p> <p>契約名称：自動車燃料の購入に係る単価契約</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日 2 経費支出変更伺書の起案日：令和3年4月14日 3 経費支出変更伺書の決裁日：令和3年4月14日 4 支出負担行為変更額：26,629円 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為)</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>	<p>検出事項が発生した原因については、自動車燃料の購入前に支出負担行為額の残額を確認すべきところ、この確認が不十分であり、年度末時点での購入量が見込みを超えていたことから支払ができず、出納整理期間に経費支出伺書の増額変更を行うことになった。</p> <p>今後は、同種の誤りを繰り返さないよう、支出負担行為額の残額について、契約事務担当者による確認だけでなく、決裁過程でのチェック体制の強化を図り、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年11月1日から令和4年1月31日まで）